

作成日 2011/06/22  
改訂日

## 製品安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	ボンド ふき太郎
製品コード	331220
会社名	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	大阪研究所 研究開発第1部
電話番号(大阪営業推進部)	06-6228-2995
緊急連絡電話番号(夜間・休日)	090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限	不要な場所に付着した接着剤や塗料、シーリング材のふき取りに。所定の用途以外には使用しないこと。

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性	可燃性固体 区分2
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 生殖細胞変異原性 区分1B 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分1(肝臓) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分2(神経) 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素  
シンボル注意喚起語  
危険有害性情報危険  
H228 可燃性固体  
H319 強い眼刺激  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H340 遺伝性疾患のおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H372 長期又は反復暴露による肝臓の障害  
H373 長期又は反復暴露による神経の障害のおそれ注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。(P210)  
容器を密閉しておくこと。(P233)  
容器を接地すること。アースをとること。(P240)  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)

救急措置	保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
	指定された個人用保護具を使用すること。(P281)
	吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
保管	気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	施錠して保管すること。(P405)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物  
 一般名 接着剤用拭き取りシート

成分	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
エタノール	20～30%	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> OH	(2)-202		64-17-5
水	40～50%				7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安 情報なし

定化添加物

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） エタノール（政令番号：61）（20%～30%）

### 4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で洗うこと。 医師の手当、診断を受けること。
目に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 直ちに医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護	救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

### 5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水 大量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土
特有の危険有害性	引火性、可燃性物質。
特有の消火方法	ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置	関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩場所を換気する。
-----------------------	-------------------------------

**環境に対する注意事項**

**回収・中和**

**封じ込め及び浄化方法・機材**

**二次災害の防止策**

作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 環境中に放出してはならない。  
 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。  
 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。  
 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。  
 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

**取扱い**

**技術的対策**

**局所排気・全体換気**

**安全取扱い注意事項**

**接触回避**

**保管**

**技術的対策**

**混触危険物質**

**保管条件**

**容器包装材料**

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。  
 換気の良い場所で取り扱うこと。  
 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。  
 取扱い後はよく手を洗いうがいをする。  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 『10. 安定性及び反応性』を参照。  
 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。  
 『10. 安定性及び反応性』を参照。  
 保管温度：2～40℃  
 容器を密閉して保管すること。  
 施錠して保管すること。  
 冷所、換気の良い場所で保管すること。  
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

**8. 暴露防止及び保護措置**

**管理濃度、許容濃度**

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ACGIH
エタノール	未設定	未設定	STEL 1000ppm Changes are proposed

**設備対策**

**保護具**

**呼吸器の保護具**

**手の保護具**

**眼の保護具**

**皮膚及び身体の保護具**

**衛生対策**

換気をしながらご使用ください。  
 換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。  
 適切な保護手袋を着用すること。  
 適切な眼の保護具を着用すること。  
 適当な保護衣を着用すること。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。

**9. 物理的及び化学的性質**

**物理的状态**

**形状**

**色**

**臭い**

**pH**

**沸点、初留点及び沸騰範囲**

**引火点**

**自然発火温度**

シート状  
 白色  
 アルコール臭  
 該当せず  
 78.3℃(エタノール)  
 データなし  
 情報なし

**10. 安定性及び反応性**

**安定性**

通常の条件下で安定である。

危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	高温の表面、火花、裸火。
混触危険物質	なし
危険有害な分解生成物	燃焼などによりCO等の有毒ガスを発生するおそれがある。

## 1 1. 有害性情報

急性毒性	
経口	分類結果は急性毒性（経口）一区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため急性毒性（経口）一分類できないとした。
経皮	分類結果は急性毒性（経皮）一区分外となるが、分類できない成分が約50%含まれるため急性毒性（経皮）一分類できないとした。
吸入	分類結果は急性毒性（吸入：蒸気）一区分外となるが、分類できない成分が1%未満含まれるため急性毒性（吸入：蒸気）一分類できないとした。 粉じん、ミストの健康に対する有害性は判断できない一分類できないとした。
皮膚腐食性／刺激性	分類結果は皮膚腐食性／刺激性一区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため皮膚腐食性／刺激性一分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性一区分2Aの濃度合計が10%以上のため眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性一区分2Aとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない成分が100%のため呼吸器感作性一分類できないとした。 データなしのため皮膚感作性一分類できないとした。
生殖細胞変異原性	混合物の成分の生殖細胞変異原性一区分1Bの濃度がカットオフ値以上のため生殖細胞変異原性一区分1Bとした。
発がん性	分類結果は発がん性一区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため発がん性一分類できないとした。
生殖毒性	混合物の成分の生殖毒性一区分1Aの濃度がカットオフ値以上のため生殖毒性一区分1Aとした。
特定標的臓器毒性（単回暴露）	混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）一区分3（麻酔作用）の濃度が20%以上のため特定標的臓器毒性（単回暴露）一区分3（麻酔作用）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回暴露）一区分3（気道刺激性）の濃度が20%以上のため特定標的臓器毒性（単回暴露）一区分3（気道刺激性）とした。
特定標的臓器毒性（反復暴露）	混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）一区分1（肝臓）の濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性（反復暴露）一区分1（肝臓）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復暴露）一区分2（神経）の濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性（反復暴露）一区分2（神経）とした
吸引性呼吸器有害性	データなしのため吸引呼吸器有害性一対象外とした。

## 1 2. 環境影響情報

環境に対する有害性	
水生環境急性有害性	分類結果は水生環境急性有害性一区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため水生環境急性有害性一分類できないとした。
水生環境慢性有害性	分類結果は水生環境慢性有害性一区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため水生環境慢性有害性一分類できないとした。
生態毒性	情報なし
環境影響その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
-------	-------------------------------

## 汚染容器及び包装

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。乾燥物は廃プラスチック類に分類される（安定型産業廃棄物）。空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理（単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物）。金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理（単体で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。ガラス容器：ガラスくずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。

## 1 4. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	1325
Proper Shipping Name.	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N. O. S.
Class	4. 1
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	1325
Proper Shipping Name.	FLAMMABLE SOLID, ORGANIC, N. O. S.
Class	4. 1
Packing Group	III

### 国内規制

陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当の場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1325
品名	その他の可燃性物質（有機物）（固体）
クラス	4. 1
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1325
品名	その他の可燃性物質（有機物）（固体）
クラス	4. 1
容器等級	III
特別安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
緊急時応急措置指針番号	133

## 1 5. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
消防法	指定可燃物 可燃性固体類
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）
船舶安全法	可燃性物質類・可燃性物質（危規則第2，3条危険物告示別表第1）

航空法  
港則法

可燃性物質類・可燃性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）  
危険物・可燃性物質（法第21条2、則第12条、昭和54告示547  
別表二）

## 16. その他の情報

連絡先  
参考文献

『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。  
J I S Z 7 2 5 0-2 0 0 5 化学物質安全データシート (MSDS)  
J I S Z 7 2 5 2-2 0 0 9 GHSに基づく化学物質等の分類方法  
経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス (平成21年3月)  
社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン (平成20年10  
月)

日本ケミカルデータベース(株)MSDS作成システム「ロジスト」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

以前にお渡しした本製品の製品安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

法改正や製品の改良によりMSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

MSDSの伝達の経路：製品安全データシート (MSDS) は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のMSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】